

令和5年12月28日

大分県消費者問題ネットワークと別府大分毎日マラソン大会毎日新聞社事務局との間の  
差止請求に関する協議が調ったことについて

消費者契約法第39条第1項の規定に基づき、下記の事項を公表する。

記

1. 協議が調ったと認められるものの概要

(1) 事案の概要

本件は、適格消費者団体である特定非営利活動法人大分県消費者問題ネットワーク（以下「大分県消費者問題ネットワーク」という。）が、別府大分毎日マラソン大会毎日新聞社事務局に対し、第71回別府大分毎日マラソン大会の大会エントリー規約の各条項（以下「本件条項」という。）について、以下のとおり消費者契約法（以下「法」という。）第8条第1項第1号及び第3号並びに第10条<sup>(※)</sup>により無効であるとして本件条項の変更を求めた事案である。

(本件条項)

ア 第2項

競技中に発生した事故等についての応急処置は主催者で行うが、それ以後の責任は負わない。

イ 第12項のうち下記部分

なお、地震や風水害、降雪、事故など、主催者の責任ではない理由で大会が中止になった場合、参加料は返金しない。

(理由)

本件条項のうち、第2項は、主催者の債務不履行責任及び不法行為責任に基づいて発生した協議中の事故等の場合にも、主催者の責任を全て免除するものであって、法第8条第1項第1号及び第3号により無効である。

本件条項のうち、第12項のうち上記部分は、危険負担について定める民法第536条第1項の適用による場合に比して消費者の権利を制限するものであり、かつ、当事者双方に責任がない理由で本件マラソン大会が中止になった場合に、参加者の登録等実際にかかった費用を超える場合でも参加料を一切返金しないことについて、合理的理

由は見出せず、消費者の不利益が著しいものであり、民法第1条第2項に規定する基本原則に反して消費者の利益を一方的に害するものであるから、法第10条により無効である。

(※) 消費者契約法

(事業者の損害賠償の責任を免除する条項等の無効)

第八条 次に掲げる消費者契約の条項は、無効とする。

一 事業者の債務不履行により消費者に生じた損害を賠償する責任の全部を免除し、又は当該事業者はその責任の有無を決定する権限を付与する条項

二 [略]

三 消費者契約における事業者の債務の履行に際してされた当該事業者の不法行為により消費者に生じた損害を賠償する責任の全部を免除し、又は当該事業者はその責任の有無を決定する権限を付与する条項

四 [略]

2 [略]

(消費者の利益を一時的に害する条項の無効)

第十条 消費者の不作为をもって当該消費者が新たな消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたものとみなす条項その他の法令中の公の秩序に関しない規定の適用による場合に比して消費者の権利を制限し又は消費者の義務を加重する消費者契約の条項であつて、民法第一条第二項に規定する基本原則に反して消費者の利益を一時的に害するものは、無効とする。

(注) 上記差止請求が行われた日現在の規定

## (2) 結果

大分県消費者問題ネットワークは、令和5年2月17日、別府大分毎日マラソン大会毎日新聞社事務局に対する申入れを開始し、別府大分毎日マラソン大会毎日新聞社事務局により申入れの趣旨に沿う対応がなされたものとして、令和5年9月8日、申入れを終了した。

## 2. 適格消費者団体の名称

特定非営利活動法人大分県消費者問題ネットワーク (法人番号 8320005002407)

## 3. 事業者等の氏名又は名称

別府大分毎日マラソン大会毎日新聞社事務局

## 4. 当該事案に関する改善措置情報<sup>(※)</sup>の概要

なし

(※) 改善措置情報とは、差止請求に係る相手方から、差止請求に係る相手方の行為の停止

若しくは予防又は当該行為の停止若しくは予防に必要な措置をとった旨の連絡を受けた場合におけるその内容及び実施時期に係る情報のことをいう（消費者契約法施行規則第14条、第28条参照）。

以上

**【本件に関する問合せ先】**

消費者庁消費者制度課 電話：03-3507-9165

URL：[https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer\\_system/index.html](https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_system/index.html)